

契 約 書 (案)

- 業務名 岩手県農業大学校第3農区井戸等修繕業務
- 履行場所 胆沢郡金ヶ崎町西根遠谷巾地内
- 履行期間 契約締結の翌日から令和7年3月31日まで
- 契約金額 金 _____ 円
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税額 金 _____ 円)
- 契約保証金 金 _____ 円 (又は免除)

岩手県(以下「甲」という。)と _____ (以下「乙」という。)とは、上記業務について、次のとおり契約を締結する。

(総則)

第1条 甲及び乙は、上記業務(以下「業務」という。)をこの契約書及び仕様書に基づいて誠実に履行するものとする。

(実施に関する指示)

- 第2条 甲は、乙に対して業務の実施に関し、必要な事項を指示することがある。
- 2 乙は、業務の実施に関し、必要が有ると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

(工程表)

第3条 乙は、この契約締結後7日以内に、仕様書に基づいて業務工程表(様式第1号)を作成し、甲に提出しなければならない。

(権利の譲渡等)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときは、この限りではない。

(業務内容の変更、中止等)

- 第5条 甲は、必要があると認めるときは、業務内容を変更し、若しくはこれを一時中止することができる。
- 2 前項の場合において、契約金額又は業務期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

(損害賠償)

第6条 業務の完了前に発生した損害(第三者に及ぼした場合も含む。)は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合はこの限りではない。

(監督員)

第7条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を監督員選任通知書(様式第2号)により乙

に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 仕様書に基づく業務の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾
- (3) 仕様書に基づく工程の管理、立会い、業務の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

（現場代理人）

第8条 乙は、現場代理人を定めて業務現場に設置し、その氏名その他必要な事項を現場代理人通知書（様式第3号）及び経歴書（様式第4号）により甲に通知しなければならない。現場代理人を変更したときも同様に現場代理人変更通知書（様式第5号）及び経歴書により通知することとする。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

3 甲は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、甲との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 乙は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

（完了報告及び検査）

第9条 乙は、業務が完成したときは、遅滞なく甲に業務完了報告書（様式第6号）を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に業務の完了の確認のための検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果、不合格となり補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再度検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

（契約金額の請求及び支払い）

第10条 乙は、前項の検査に合格したときは、請求書（様式第7号）を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領したときは、その日から30日（以下「約定期間」という。）以内に契約金額を支払わなければならない。

(検査の遅延)

第11条 甲がその責に帰すべき事由により第9条第2項の期間内に検査をしないときは、その期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるとき、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日に満了したものとする。

(遅延利息)

第12条 甲はその責に帰すべき理由により、約定期間内に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払い額に対して、年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が100円未満であるときは、これを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

2 甲は乙がその責に帰すべき理由により、約定期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

(契約不適合責任)

第13条 甲は、乙が実施した業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、代価の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(甲の催告による解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同行の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第2条の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 不正の手段により代価の支払を受けたとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるもの

- をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約、再契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(乙の解除権)

第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項前段の規定により業務の変更をしたため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第5条第1項後段の規定により業務を中止したため中止期間が業務期間2分の1を超えたとき。
- (3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

(契約解除の場合における損害賠償金)

第17条 乙は、第14条及び第15条の規定により契約を解除された場合はこれによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。

2 甲は第16条の規定により契約を解除された場合はこれによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。

3 前各号の賠償額は、甲、乙協議して決める。

(不当介入に対する措置)

第18条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団等による不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は甲に報告するとともに、警察に通報しなければならない。

(秘密の保持)

第19条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(補足)

第20条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印してそれぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩手県
契約担当者
岩手県立農業大学校長 竹澤 利和

乙 住所
氏名